

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市固定資産評価審査委員会規程の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市固定資産評価審査委員会条例(平成15年静岡市条例第21号)第14条

3 改正の趣旨

情報通信技術の発展の状況を踏まえると、市民等の利便性という観点から行政手続のデジタル化を拡充していくことが必要です。しかし、市民等に押印を求めていることが行政手続のデジタル化の障壁の一つとなっています。

これまで、本委員会では市民等が提出すべき書類について、本人確認の観点から押印を求めてきました。

しかし、印鑑証明書により印影と文書の名義人の印章の一致を確認することができる実印による押印を除き、押印による本人確認の効果は限定的でありその意味は極めて小さいものと考えられます。

このことから、本委員会では、審査申出等の際の市民等の負担を軽減するとともに、行政手続のデジタル化を推進するための第一歩として、市民等に対して押印を求めている手続について、押印を不要とするものです。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

市民等が市に提出する書面のうち、これに押印することとされているもの（固定資産評価審査申出書、補正書、審査申出取下書、反論書）について、押印を要しないものとするため、所要の改正を行うことを検討しています。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和3年11月